

公害防止基準の検討（概要版）

1 排ガス

新処理施設から排出される排ガスの公害防止基準値は、法規制値よりも低減化した自主基準値を設定することが一般的になっているため、県内の過去5カ年以降に竣工した事例等を参考にしながら、地域住民の要望も考慮しつつ、環境負荷と経済性のバランスを保った公害防止基準値として、直近の事例である水戸市のレベルに設定する。

表1 排ガスの公害防止基準値

項目※1	法規制値※2	霞台厚生施設 組合 環境センター	県内の事例			霞台厚生施設 組合 新処理施設
			ひたちなか・東 海広域事務組 合	常総地方広域 市町村圏事務 組合	水戸市	
ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.01	0.007	0.01	0.01	0.01
塩化水素 (ppm)	430	50	35	67	50	50
硫酸化物 (ppm)	約 3,000	30	25	50	30	30
窒素酸化物 (ppm)	250	150	70	100	50	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	0.1	0.01	0.1	0.1
水銀※3 (μg/m ³ N)	—	—	—	—	—	30
施設規模 炉数	215 t/日 (2 炉)	126 t/日 (2 炉)	220 t/日 (2 炉)	258 t/日 (3 炉)	330 t/日 (3 炉)	215 t/日 (2 炉)
竣工年月		H6. 3	H24. 4	H24. 7	H32. 3 (予定)	H33. 4 (予定)

※1：表中の値は、全て酸素濃度 12%換算値。

※2：法規制値は、新処理施設の施設規模（215 t/日）での規制値。

※3：水銀の法規制値は、暫定値である。国で検討中であるため、その基準値に準じた設定を行う。

2 騒音

騒音については、茨城県生活環境の保全等に関する条例に示された次の基準値を新処理施設（マテリアルリサイクル推進施設を含む）における公害防止基準値として設定する。

表2 騒音の公害防止基準値

区分	朝（6時～8時）	昼間（8時～18時）	夕（18時～21時）	夜間（21時～6時）
基準値(dB(A))	60	65	60	50

3 振動

振動については、茨城県生活環境の保全等に関する条例に示された次の基準値を新処理施設（マテリアルリサイクル推進施設を含む）における公害防止基準値として設定する。

表3 振動の公害防止基準値

区分	昼間（6時～21時）	夜間（21時～6時）
基準値(dB)	70	60

4 悪臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき従来より適用されてきた公害防止基準を鑑み市街化区域などで適用されている次の基準値を新処理施設（マテリアルリサイクル推進施設を含む）における公害防止基準値として設定する。

表4 悪臭の公害防止基準値

(単位：ppm)

項目	基準値	項目	基準値
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

第1回検討委員会より継続審議とさせていただいていた内容

5 排水

プラント排水及び生活排水は、下水道放流またはクローズド方式とし、公共用水域には放流しないものとする。下水道への接続については、関係課への整備進捗を確認したうえで条件を設定する。

下水道へ放流する場合は、下水排除基準を公害防止基準値とする。

6 マテリアルリサイクル推進施設における粉じん

マテリアルリサイクル推進施設における粉じんは、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版」（(社)全国都市清掃会議）において「一般に 0.1 g/m³N 以下にすることが望ましい」と示されているため、公害防止基準値は 0.1 g/m³N 以下とする。

表5 粉じんの公害防止基準値

排気口出口の粉じん濃度	0.1 g/m ³ N 以下
-------------	---------------------------